平成二十三年農林水産省・国土交通省・環境省令第三号

ように定める。 規定に基づき、農林水産省・国土交通省・環境省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則を次の規定に基づき、農林水産省・国土交通省・環境省関係東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第四十九条第七項及び第八項の農林水産省・国土交通省・環境省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則

(協議会が組織されている場合における復興整備事業に係る許認可等の特例に関する協議及び同意)に規定する公共施設管理者をいう。)に提出するものとする。第四十七条第四項第十三号格議会が組織されている場合における復興整備計画(法第四十七条第一項に規定する復興整備協議会をいう。次条において同じ。)に記載しようとする法第四十九条第一項に規定する復興整備計画をいう。次条において同じ。)に記載しようとする法第四十九条第四項各号に掲げる事項を除く。)を記載した書類その他農林水産大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める書類を添えて、これらを復興整備計画(法第四十九条第四項各号に掲げる事項に放って、定れらを復興整備計画(法第四十九条第一項に規定する復興整備協議会をいう。)及び被災関連市町村等(法第四十六条第三項に規定する被災関連市町方の機関、第四十九条第一項に規定する復興整備が関係、第四十五条第一項に規定する複災関連都道県知事をいう。))に提出するものとする。

び同意)(協議会が組織されていない場合等における復興整備事業に係る許認可等の特例に関する協議及)

附則

この省令は、法の施行の日(平成二十三年十二月二十六日)から施行する。